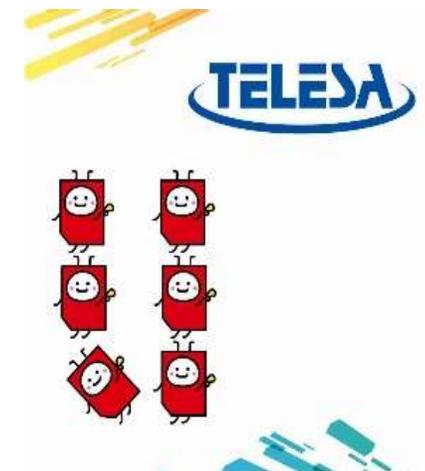


接続料の算定等に関する研究会（第50回） 事業者ヒアリング資料

2021年12月3日

一般社団法人テレコムサービス協会
MVNO委員会

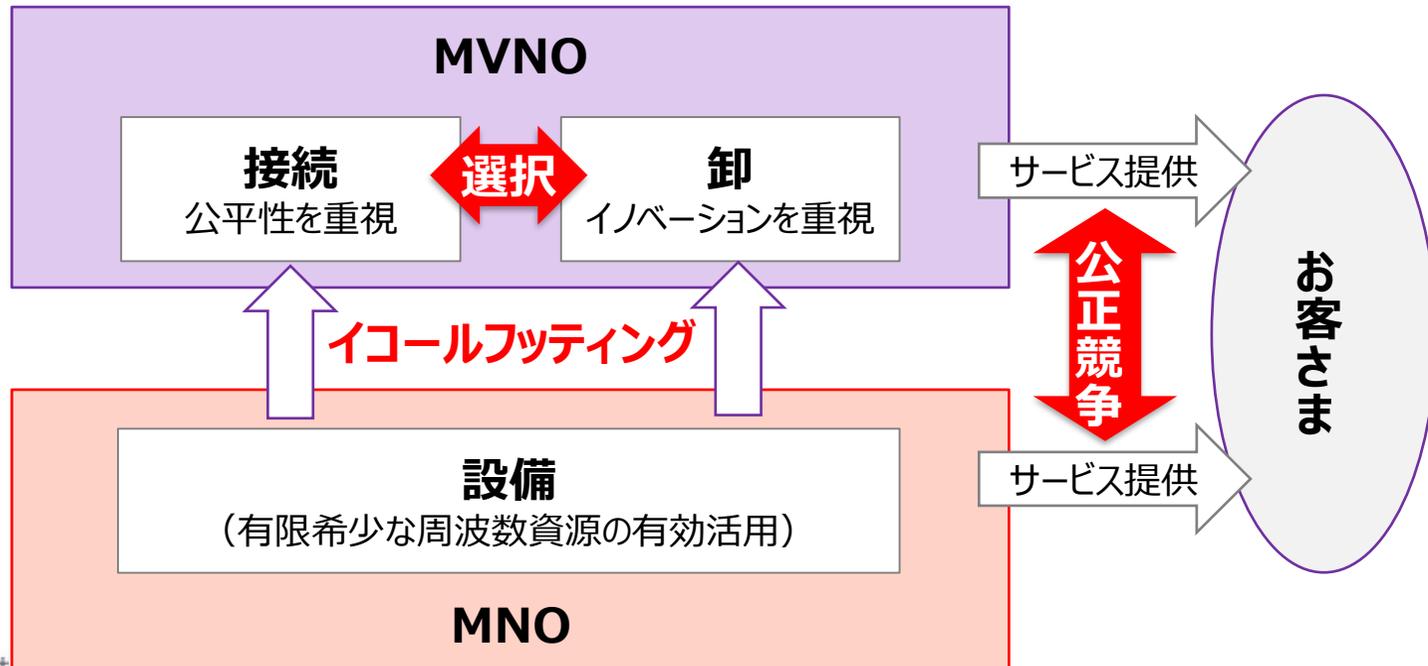


しむし

MVNO委員会

卸役務に関する基本的な認識

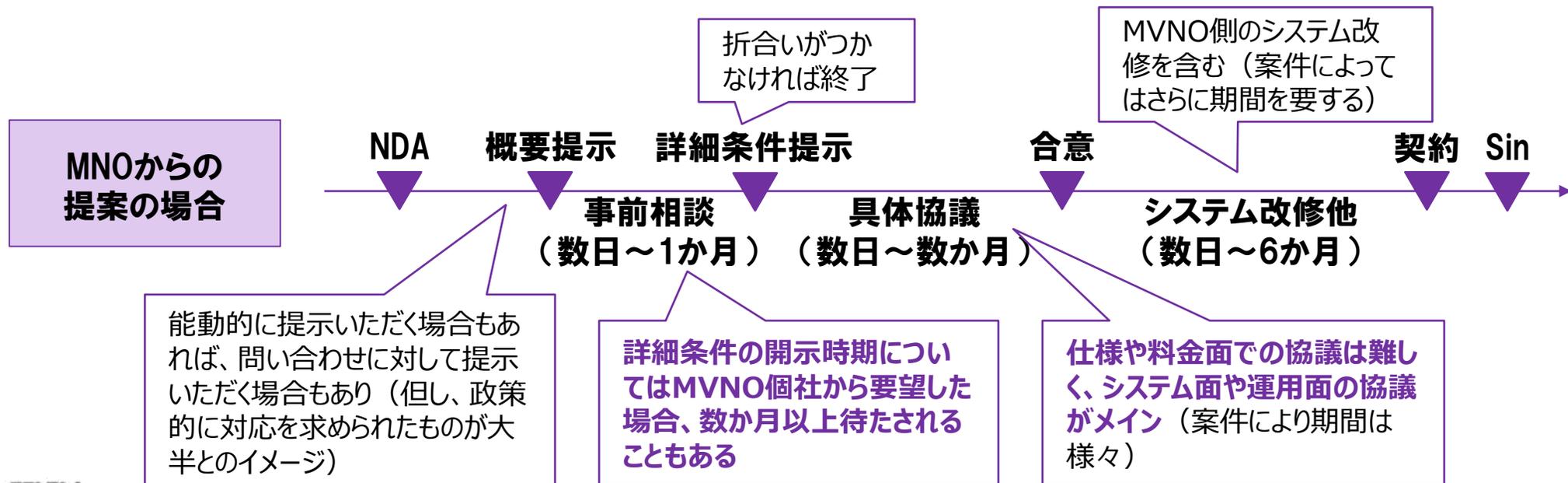
- 周波数資源の有限希少性に起因して、設備を保有するMNOの数が少数に限定される構造が避けられないなか、モバイル市場における競争活性化のためにMVNOは重要な存在であり、「設備を保有するMNO」と「保有しないMVNO」が同じ条件で設備を利用することができるイコルフットイングの確保は必要不可欠
- MVNOがMNOの設備を利用する形態は、大きく「接続」と「卸」の2種類。「接続」は公平性を重視し、厳格なルールにより運用されることが望ましい一方で、「卸」についてはイノベーションを促進する観点から、MNOとMVNO間の協議により合意形成が図られることが望ましい
- 「接続」と「卸」がバランスよく機能し、それぞれがMVNOの選択肢となることで、MVNOにおいてより柔軟で競争力ある事業展開が可能となり、ひいてはMNOとMVNO間の公正な競争環境の確保に資する。特に「接続」が存在しない、または不十分である場合については「卸」が非常に重要



卸協議の実態について(1/5)

①卸協議における協議開始から契約締結までの標準的なプロセスの流れはどうなっているか。各プロセスにおいてどのような情報の提示や手続があり、それぞれどの程度時間を要するのか。

- **MNO・MVNO間の協議に関し、MNOからの提案が中心であり、標準的なプロセスは、下図のような流れと認識** (MNOからの提案に対しMVNOから要望を提示する場合を含む)
- いきなり協議開始ということは少なく、まずは窓口間で事前に相談等を行い、実現見込みを確認の上、徐々に具体協議に進んでいくことが一般的 (その後システム改修等と並行して協議し、Sinまでに契約締結)
⇒ 基本的には話し合いの場をもって協議が進行するため、形式的な手続きに時間がとられているという印象はない
- **MNOからの提案にそって協議を進める場合は比較的スムーズである一方、MVNOから個別の要望を行った場合は詳細条件提示に長期間がかかる**ケースがある等、順調に進捗しにくい



卸協議の実態について(2/5)

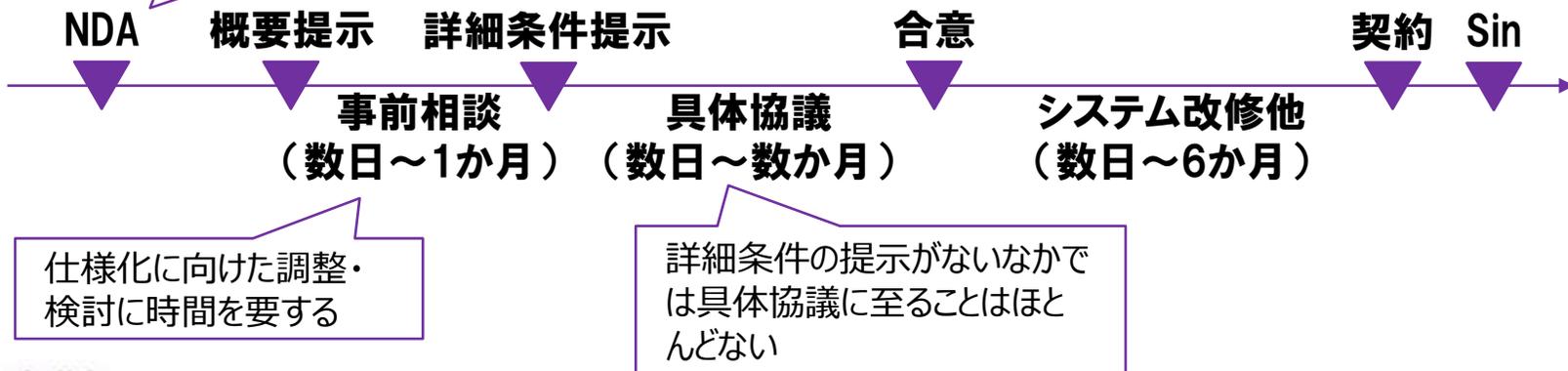
②①について、卸元事業者から提案する場合と、卸先事業者から提案が行われる場合でプロセスやその要する時間等が異なることがあるか。異なる場合、具体的にどのような違いがあるか。

- MNOから提案がなされる場合と、MVNOから提案する場合で、標準的なプロセスについては大きな違いはないものと認識
- MNOから提案がなされる場合は、卸提供およびその詳細条件が固まった状態である一方、MVNOから提案する場合は、卸提供可否から検討することもある調整・検討に時間を要するとともに、MNOからの詳細条件の提示にまでたどり着かない、また合意に至らないケースが大半と史料
- 具体協議に至れず、事前相談の段階でMVNOが諦めてしまう理由は、以下が想定される
 - ・ 「公平な取り扱いの観点から、一社個別の要望には応えられない」等の理由で検討に立ち入る前に断られることが多い
 - ・ 継続的かつ良好なビジネス上の関係性維持の観点から強く申入れることは難しく、要望の提示に留まっている

MVNOからの
提案の場合

NDAより先に相談を行い、締結
までに断念することが多い

詳細条件を提示いただくところま
でたどり着かないケースが大半



卸協議の実態について(3/5)

③卸先事業者からの提案について、これまでどの程度成立してきたか。不成立の場合は、どのような観点で不成立となったのか。

- MVNOからの提案が、これまでどの程度成立してきたかについては当委員会で把握できないが、**全てが成立してきたというの考えづらい**。なお、不成立となった理由については、以下のものが想定される
 - ・ 「公平な取り扱いの観点から、一社個別の要望には応えられない」とMNOに断られた
 - 一社個別の要望でもMNOにおいて真摯に対応いただくことで協議進展の可能性
 - ・ MVNOからの提案内容において実装面等の具体性を欠き、MNOから仕様や条件を提示いただくに至らなかった
 - MVNOが詳細な情報をもとに提案し、またMNOが前向きかつ建設的に対応いただくことで協議進展の可能性
 - ・ 「MNOのシステムに実装がなく、新たな対応となるとシステム面やセキュリティ面から困難」とMNOに断られた
 - MNOが前向きかつ建設的に対応いただくことや、MVNOに詳細な困難理由を提示いただくことで協議進展の可能性
 - ・ その他、MNOにとってもメリットがあるような提案でなかったことで両者で折合いがつかなかった 等
- また、成立したものの、**MVNOの時間的なニーズと乖離した事案としては、今春のモバイル音声卸料金の見直し**が挙げられる
 - ・ 昨年後半あたりから、MNOよりモバイル音声卸料金の見直し表明がなされていたが、具体的な料金提示に 6ヵ月以上要するなか、その間にMNOは自社サービスにおいて廉価プランを発表し、MVNOは小売料金設定に苦慮した

音声機能	2019.4Q	2020.1Q	2020.2Q	2020.3Q	2020.4Q
プレフィックス番号自動付与機能	発案	概要説明			料金提示受付開始
音声卸料金の見直し		見直し意向表明		MNO 廉価プラン発表	料金提示協議開始

接続約款改訂

卸協議の実態について(4/5)

④協議が不成立となったものの、紛争処理等の制度を活用するに至らなかった理由は何か。

- 電気通信紛争処理委員会による紛争処理スキームは、事業者間の紛争解決の手段として有効と認識
- 一方で、以下の観点から、頻繁かつ安易に活用するイメージにない
 - ① MVNOにとってMNOは競争相手であるとともに重要なビジネスパートナーでもあるため、継続的かつ良好な関係維持の観点から、極力、紛争処理スキームの活用を避けたい
 - ② 電気通信紛争処理委員会においては解決まで半年～1年程度要するとの認識であり、特に新たな卸役務にかかる案件の場合にはさらに時間を要すると想定されることから、解決するまでにビジネス機会を逸することを懸念
 - ③ 法規制の観点から明らかに問題があるようなものを除き、MNO側の主張があっせん案に採用される場合や、あっせん不調に陥る場合等も考えられ、その場合はマイナス面もあり活用判断が難しい
- 卸役務に係るルール整備を進めていただくことで、まずはMNO・MVNO間の円滑な協議を促進し、それでも事業者間では解決し難い場合の紛争解決のための最終的な受け皿として電気通信紛争処理委員会による紛争処理スキームを活用させていただく形が望ましい

円滑な事業者間協議を
目指したルール整備

- 一定のルールのもと、可能な限り事業者間協議のもと合意形成

最終的な受け皿

電気通信紛争委員会での
紛争解決

- 事業者間協議では解決が困難な状況の打開

卸協議の実態について(5/5)

⑤上記を踏まえ、事業者間協議が有効に機能するためにどのような課題があると考えられるか。

● MNOから提案がなされる場合の課題

- 構想段階からの提案等、より早い時期からのMVNOへの情報展開
⇒ 特に、仕様や料金等の詳細条件については、MVNOにおけるサービス検討期間を十分に確保する観点から、内容だけではなく開示時期も極めて重要
- MVNOが、仕様や料金面の突っ込んだ協議ができる情報の保持

● MVNOから提案する場合の課題

- MNOにおける協議対応のインセンティブ
- パートナーシップのもと、コンサルティング的な観点を含むMNOからの前向きかつ建設的な協議対応
- MVNOが、技術仕様や料金面の突っ込んだ協議ができる詳細な情報の保持

情報開示について

第五次報告書では、制度整備の具体策として、公正競争上の影響が大きい卸役務については、例えば、卸料金その他の提供条件等についての卸先事業者への事前の情報開示を義務付けるなど、電気通信事業法の改正も含めたルール整備の討を行うことが適当としたところ、そうした情報開示を義務付ける場合に、

- ①第5次報告書では、光サービス卸及びモバイル音声卸を例に挙げていたが、公正競争上の影響が大きい卸役務の範囲をどう設定すべきか。
- ②どのような情報を開示すべきか（例えば、接続料相当額、回収が見込まれている費用項目、標準プラン等の情報）。
- ③情報の開示は、a) 誰に対し、b) いつ、行われるべきか（例えば、a) 卸先事業者に対し、b) 卸先事業者の求めがあれば応ずることを基本とするなど）。

- 第二種指定事業者の持つ圧倒的な交渉の優位性、第二種指定事業者とMVNO間の情報の非対称性を踏まえると、**協議が進みにくく、かつ他社からの代替的な卸の調達が困難な、MNOと同種サービスの提供を業とするMVNOへの第二種指定設備を用いた卸役務については原則として全て対象とすべき**。特に「モバイル音声卸」に加え、今後公正競争上の影響が大きい「5G（SA方式）」に係る卸役務を対象とすることは必須
- **望まれる開示すべき情報、タイミング等については、下表のとおり**

卸役務の種別	開示が必要な情報	誰に・いつ
既存の卸役務 例：モバイル音声卸	料金の内訳や料金水準の納得性に資する情報 <ul style="list-style-type: none"> ・ 接続料相当額 ・ 回収が見込まれている費用項目 	MVNOの求めに応じて速やかに開示
新規の卸役務 例：5G(SA方式)に係る卸役務	上記に加え、円滑な協議のため、協議の端緒となりうる情報 <ul style="list-style-type: none"> ・ MNOが実装する機能の全体像（例：3GPP等技術標準仕様の該当項目等により提示） ・ 提供開始時期 ・ 提供までの情報開示スケジュール 	MVNOの求めに応じて速やかに開示 （MNOのサービス提供と同時期に、MVNOも利用者にサービスが提供できるよう、 MVNOの対応期間※を勘案した早めの開示 が望ましい） <small>※サービスの内容に応じて異なる（例：プレフィックス番号自動付与機能については6ヶ月程度）</small>

卸協議の活性化のための必要なルール(1/2)

卸協議の活性化のために、例えば、接続の場合には、電気通信事業法上、接続応諾義務（第32条）、指定設備に係る接続約款作成・認可（又は届出）義務（第33条、第34条）、協議不調による協議開始・再開命令（第35条）、【第一種指定設備のみ】指定設備に係る網機能提供計画の届出・公表（第36条）等の義務やルールが設けられているが、公正競争上の影響が大きい卸役務について、有効な事業者間協議を実現させるために、情報開示に加えて、必要となる義務やルールが考えられるか。

- イノベーションを促進する観点から、MNOとMVNOとの間のパートナーシップのもと、卸協議により合意形成が図られることが望ましく、本来、規律は最小限とすべきであるが、**第二種指定事業者の持つ圧倒的な交渉の優位性、第二種指定事業者とMVNO間の情報の非対称性を踏まえると、一定の規律を設けることが望ましい**
- 卸役務への規律に関しては現状も一定程度存在するが、現行の卸協議にかかる課題等を踏まえると、**第二種指定設備を用いた卸役務に対する提供義務の明確化や、協議不調の場合の協議開始・再開命令条件の見直し等が必要**
- そのほか、イコールフットイングの確保の観点から、**「MNOと同等のサービスをMVNOも同時期に提供できるよう卸協議が行われること」「卸役務の提供にあたり自社グループだけを仕様面、料金面および提供時期等に優遇することがないようにすること」も重要**

卸協議の活性化のための必要なルール(2/2)

- 例示された接続の場合の義務やルールの卸役務への適用に関する見解等は下表のとおり

接続の場合の義務やルール	卸役務適用に関する現状認識	卸役務適用に関する見解
接続応諾義務（第32条）	<p>認定電気通信事業者に対する役務提供義務あり（第121条）</p> <p>➤ 現状のMNOは全て認定電気通信事業者であり、その立場での卸役務提供義務はあるが、その概念が広い</p>	<p>卸役務に関して協議まで至っていない現状を踏まえると、より明確な規律として、第二指定設備を用いた卸役務に対する提供義務の明確化を検討すべき（特に協議が進みにくい、MNOと同種サービスの提供を業とするMVNOへの役務提供義務は必要）</p>
指定設備に係る接続約款作成・認可（又は届出）義務（第33条、第34条）	役務提供開始時に事後届出義務あり（第38条の2）	卸協議の活性化の観点から、 届出内容に卸協議実績（協議件数、成立件数等）を追加する等も有効
協議不調による協議開始・再開命令（第35条）	<p>卸役務への準用の規定あり（第39条）</p> <p>➤ ただし、卸役務については、協議不調の申し立てが「公共の利益を増進するために特に必要であり、かつ、適切であると認められるとき」に限定される</p>	卸役務についても、接続と同様に協議不調の申し立てに応じて、 左記の条件なく、協議開始・再開命令が出されることが望ましい
【第一種指定設備のみ】指定設備に係る網機能提供計画の届出・公表（第36条）	卸役務を含め第二種指定設備に関しては規定なし	第二種指定設備でも同様に規定されることが理想 。ただし、第一種と違い複数社あるため、MNO間の競争に影響のおそれがあることに留意が必要

接続料の算定等に関する研究会第49回会合における株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社及びソフトバンク株式会社の説明について、どのように受け止めたのか。特に、事業者間協議は有効に機能しており、難航する事例はない旨の説明もあったが、この説明についてどのように受け止めているのか。

- 「既に提供いただいている卸役務」のうち定型的な協議（帯域増減、POI増減設、APN変更、業務支援システム関連等）については、大きな支障は生じにくいとの認識
- 一方で、「①新たな卸役務」「②既に提供いただいている卸役務の料金改定」「③MVNOからの提案」については、課題があるものと認識

(1) 協議入りについて

- 事前相談（メールや電話）の段階で難色を示されることで協議に至らず、案件終了しているケースもある



(2) Sin時期について

- MNOユーザ向けと、MVNOユーザ向けとで提供開始日にズレが生じており、競争上不利な状況

→「MNOユーザ向けのサービス提供」と「MVNO向け卸役務提供」が同時期であればよいという訳でなく、「MNOユーザ向けのサービス提供」と「MVNOユーザ向けのサービス提供」が同時期に実現するよう十分な期間を設けていただくことが必要



(3) その他

- 以下の点について認識に相違あり

現状、少なくともMNOと同種サービスの提供を業とするMVNOに対しては、卸電気通信役務も「一律の条件」となっていると認識

サービスの建付け、イノベーションや設備投資は、MNOの視点からだけでなく、MVNOによる設備利用を含めて考慮されるべき

卸規制検討における考慮事項①

7

卸サービスの規制検討においては相互接続と卸電気通信役務の相違を考慮すべき



【考慮すべき事項】

- 卸の特徴であるユーザニーズに応じた柔軟なサービス建付けを阻害しないこと
- 提供条件の公開には国民（相対）の協議によるビジネスベースでの選択を妨げないよう一定の配慮が必要なこと

卸規制検討における考慮事項③サービス黎明期の扱い

9

5GSA等黎明期におけるサービスのルール整備は、下記視点も踏まえ、当面の間協議状況の注視にとどめるべき

1

新技術（仮想化やスライシング等）による個々の新たなニーズに応じた柔軟なサービス建付けを妨げないこと

2

サービス黎明期におけるイノベーションやMNOの設備投資インセンティブを損なわないこと

3

標準化動向、技術的課題・制約、将来における接続の提供やベンダーの機能実装等の実態を把握した上での制度設計

MVNO委員会の体制

一般社団法人テレコムサービス協会



MVNO委員会参加企業一覧

(2021年12月3日現在)

- (株) アイ・オー・データ機器
- (株) アクセル
- (株) 朝日ネット
- イオンリテール (株)
- (株) インターネットイニシアティブ
- (株) インテック
- (株) STNet
- エックスモバイル (株)
- NECネットエスアイ (株)
- NTTコミュニケーションズ (株)
- (株) NTTPCコミュニケーションズ
- (株) 愛媛CATV
- (株) ALL Rise Group
- 兼松コミュニケーションズ (株)
- 近鉄ケーブルネットワーク (株)
- (株) オプテージ
- (株) コスモネット
- (株) Jストリーム
- GMOインターネット (株)
- (株) シー・ティー・ワイ
- シネックスジャパン (株)
- シャープ (株)
- JCOM (株)
- (株) 情報通信総合研究所
- スターネット (株)
- スマートモバイルコミュニケーションズ (株)
- ソニーネットワークコミュニケーションズ (株)
- ソニーネットワークコミュニケーションズスマートプラットフォーム (株)
- SORAシム (株)
- TIS (株)
- (株) テレコムスクエア
- (株) TOKAIコミュニケーションズ
- トランスコスモス (株)
- (株) ドリーム・トレイン・インターネット
- ニフティ (株)
- (一社) 日本ケーブルテレビ連盟
- 日本通信 (株)
- (株) ハイホー
- (株) 日立システムズ
- ビッグロブ (株)
- 富士通 (株)
- 華為技術日本 (ファーウェイ・ジャパン)
- (株) フォーバルテレコム
- フリービット (株)
- 丸紅テレコム (株)
- 丸紅ネットワークソリューションズ (株)
- (株) メディエーター
- (株) モバイルアーツ
- (株) U-NEXT
- LINE (株)
- LINEモバイル (株)
- (株) LinkLife
- 楽天モバイル (株)
- (株) ラネット
- (株) レキオス